

公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文の投稿および審査に関する倫理規則

平成16年1月16日制定
令和元年11月9日最終改正

第1条（目的）

この規則は、公益社団法人日本都市計画学会学術委員会規程第2条第1号及び第2号に定める、著者及び公益社団法人日本都市計画学会学術委員会（以下「本委員会」という。）並びに査読者及び学術委員が都市計画論文、質疑討論の投稿及び審査において果たすべき倫理的な基準を定める。

第2条（著者の義務）

著者は、投稿する論文が本委員会の論文・質疑討論応募規則に示された諸条件を充足するように努めなくてはならない。加えて、論文作成において論文のオリジナリティを確保しつつ、十分に既往研究をレビューし、引用にあたっては他者の著作権を侵害してはならない。また、論文内において特定の個人や団体を誹謗中傷してはならず、かつ、商業的・政治的・宗教的な意図を持って執筆した論文を投稿してはならない。なお、第一著者は論文への貢献度が最も高い者を指し、第二著者以降は論文の完成に意義のある貢献を果たし、論文内容に共同の責任を負える者を指す。

第3条（本委員会の責務）

本委員会は、論文審査において、本委員会が定める規程及び規則等に従い、公正かつ厳格に審査が運営されるように努めなくてはならない。特に、学術委員及び査読者の選定に関しては審査能力や著者との関係を十分に吟味し、公正な人選を行わなくてはならない。また、著者から審査結果に対して異議申し立てがあった場合には、その妥当性を速やかに検討しなくてはならない。

第4条（審査の公平性）

論文審査に関わる者は、審査の公平性に十分留意し、審査期限内に客観的かつ論理的に審査するよう努めなくてはならない。また、審査の対象となる論文の著者と所属や出身研究室が同一等の個人的な関係がある場合は、すみやかに審査を辞退しなくてはならない。

第5条（査読者の責務）

査読者は、論文掲載の可否に対する役割の重要性を自覚し、著者の自主性を尊重しつつ、公正な査読に努めなくてはならない。また、査読者は査読の依頼

を受けた事実、および論文査読において知り得た情報を他者に漏らしてはならない。ただし、重複応募の禁止に抵触する事実を知りえた場合に限り、本委員会に対してその旨を通知することができる。

第6条（学術委員の責務）

学術委員は、論文審査における役割の重要性を自覚し、公正にとりまとめ作業を進めなくてはならない。特に、査読者からの査読報告書を尊重しつつ、著者の知的独立性に十分な敬意を払い、修正意見書・不採用理由書等を作成しなくてはならない。加えて、学術委員は、とりまとめ作業を行った事実、および論文審査において知り得た情報を本委員会以外に漏らしてはならない。また、学術委員は、この規則に抵触する事実を知りえた場合は、本委員会委員長あるいは副委員長に対してその旨を通知しなければならない。

第7条（改正）

この規則は、本委員会の議決により改正することができる。

2 前項の規定により、この規則を改正したときは、理事会に報告するものとする。

（附則）

この規則は、令和2年1月1日より施行する。
(令和元年11月9日 学術委員会議決)